

## 豊洲市場への移転延期に伴う補償に関する検討委員会設置要綱

平成 28 年 11 月 7 日

28 中管総第 1153 号

### (目的)

第 1 築地市場の豊洲市場への移転延期に伴い市場関係業者に生じた損失に対する補償について、補償の原則、補償額の算定及び補償の手続その他の基準に関して専門的見地から検討を行うことを目的として、「豊洲市場への移転延期に伴う補償に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置する。

### (所掌事項)

第 2 検討委員会は、次の事項を検討し、その結果を東京都中央卸売市場長（以下、「市場長」という。）に報告する。

- (1) 補償対象の範囲
- (2) 補償額の算定方法
- (3) 補償の手続
- (4) その他、客観的で公正な補償の実施のための基準に係る事項

### (組織)

第 3 委員は 7 名で組織する。

- 2 委員のうち 3 名は、東京都中央卸売市場企画担当部長、同移転支援担当部長及び同移転調整担当部長をもって充てる。その他の委員 4 名は、法律、会計又は企業経営に専門的知識を有する者のうちから市場長が委嘱する。
- 3 委員に事故が生じ、任務の遂行が困難となった場合は、市場長は補欠委員を委嘱することができる。

### (座長)

第 4 検討委員会には座長を置き、委員の中から市場長が指名する。

- 2 座長は検討委員会を代表し、会務を総理する。

### (委員会の運営)

第 5 検討委員会は、座長が招集する。

- 2 座長は、検討委員会の目的を達するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対して検討委員会への出席を求めることができる。
- 3 検討委員会及び配布資料並びに会議録については非公開とする。

(委員の任期)

第6 委員の任期は委嘱した日から1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(委員の責務)

第7 委員は、職務上知り得た秘密を第三者に開示又は漏えいしてはならず、検討委員会の検討以外の目的に使用してはならない。

2 前項の責務は、委員の職務を退いた後も同様とする。

(報償及び費用弁償)

第8 委員に対して、報償費を支給する。報償費の支給基準については、東京都職員研修所における外部講師謝金支払基準を準用する。

2 委員に対して、実費弁償として旅費を支給することが出来る。ただし、近接地内については支給対象としない。

(庶務)

第9 検討委員会の庶務は、東京都中央卸売市場管理部総務課で処理する。

2 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市場長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成28年11月7日から施行する。